

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されました。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

1. 対象

- (1) **保育料・入園料（1号認定）月額上限28,000円まで無償**
※無償化の対象外となるもの…給食費や教材費、延長保育料、行事費、PTA会費等
- (2) **預かり保育料（2・3認定）月額上限最大12,300円まで無償**
※保育の必要性の認定が必要となります。
※満3歳児（4月1日現在2歳児）は市民税非課税世帯のみが対象です。
（月額上限最大17,700円）
※預かり保育の利用日数に応じて、月額上限が算定されます。
（利用日数×490円）



2. 必要な手続き



施設等利用給付認定申請書の提出をお願いします。

園から配布された施設等利用給付認定申請書に必要事項を
ご記入のうえ、必要な書類と一緒に園に提出してください。

提出書類

- ☐ 施設等利用給付認定申請書（現況届）※裏面も記入してください
- ☐ 保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）
- ☐ 保護者のマイナンバー確認書類の写し（通知カード等のコピー）
- ☐ 保護者の本人確認書類の写し（運転免許証等のコピー）
- ☐ 保護者の住民税非課税証明書 ※3歳未満の子どもの世帯のみ
（単身赴任等で保護者の住民票が会津若松市外にある場合）

事前に申請が必要となりますので、ご利用している園またはこども保育課へお問い合わせください。